

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	清掃施設整備課・日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース新千葉 千葉県千葉市中央区登戸二丁目 2 番 7 号
工事等の名称	日暮クリーンセンター軽貨物自動車賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市五香西五丁目 1 4 番地の 1 日暮クリーンセンター
種 別	自動車賃貸借
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日（3 年間）
契約金額	月額 10,400 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
工事等の概要	公用車の賃貸借契約
随意契約の理由	本賃貸借契約の車両は令和 8 年 5 月 31 日をもってリース期間が満了となりますが車両状態は良好であり、また公用車の管理・運行に関する基準で定める公用車を廃車する目安の経過年数（10 年）及び走行距離（10 万 km）をともに下回り、安全面及び環境面を勘案しても走行可能と判断されます。 以上のことから、引き続き同車両の使用を希望するため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現契約相手方である株式会社トヨタレンタリース新千葉との随意契約をするものです。